

評価・調査検討会(第40回及び第41回)において、評価方法に関する指摘があったことを踏まえ、以下の事項について、評価方法の見直し案を作成した。

1. 評価指標・数値目標の妥当性について
2. 前年度までの経緯を考慮した評価について(評価結果に関する特区との意思疎通を含む)
3. 規制の特例措置、財政・税制・金融支援の評価について

1. 評価指標・数値目標の妥当性について

指摘事項

- 他の社会経済動向の影響を受けやすいなど特区の取組や成果を適切に表していない評価指標・数値目標がある。
- 評価指標・数値目標を補助するサブ指標を設けてはどうか。
- 数値目標の水準が低過ぎるものがある。

見直し案

評価所見から評価指標・数値目標に関する指摘を抽出し、考慮事項として以下のとおり整理した。 「評価の手引き」に追加

(1) 総合特区の目指す目標(定性的な目標)と評価指標・数値目標の整合性について

- ① 評価指標は、総合特区の目指す目標全体に対する施策を偏りなく把握できるように、複数の指標を選定すること。また複数の評価指標のレベル感(具体性の度合い等)を揃えること。
- ② 評価指標に対応した数値目標は、それが達成されれば総合特区の目標が達成されたとみなせるような水準とすること。
- ③ 数値目標の達成時期は、原則としてすべて計画の最終年度とすること。
- ④ 年度ごとの数値目標は、毎年度進捗を確認する趣旨を踏まえ、単年度で過大な飛躍が生じないように設定すること。
- ⑤ 総合特区の目指す目標の達成には長期的な取組が必要であることを踏まえ、評価指標又は数値目標には、事業継続のための実施体制や人材育成等、施策又はその成果の持続性を示すものを設定するように努めること。

(2) 数値目標と施策の関連性について

- ① 数値目標には、アウトプット(施策自体の進捗)及びアウトカム(その施策による効果。施策の中長期的な波及効果であるインパクトを含めてもよい。)に対応するものをそれぞれ設定するように努めること。
- ② アウトプットについては、可能な限り、特区独自の施策に関するものを設定すること。
- ③ アウトカムについては、アウトプットから得られた効果を他の社会経済動向による影響と区別するため、アウトプットとの因果関係を示せるようにすること。

(3) 数値目標の難易度について

- ① 過去の実績を踏まえ、数値目標が低すぎることが明らかになったものについては計画期間中であっても見直すこと。
- ② 難易度の高い取組を行う場合は、取組の結果だけでなく、プロセスにも着目するなど複数の評価指標を設定し、施策の成果を多角的に示すように努めること。また、想定されるリスクの説明等により難易度の高さを示すこと。

今後は、上記の考慮事項を評価指標・数値目標の見直し等に活用する。評価指標・数値目標の見直しが困難な場合は、特区が作成する評価書において、上記の趣旨に沿って、評価の参考となるようなサブ指標を設定するように努める。

2. 前年度までの経緯を考慮した評価について(評価結果に関する特区との意思疎通を含む)

指摘事項

- 前年度よりも高い数値目標を掲げたこと等により、評価の点数が低下することをどのように解釈すべきか。
- 評価者が評価の際に参照できるように、前年度からの変更点等を分かりやすく伝えてほしい。

見直し案

(1) 基本的考え方

- ① 評価は、当該年度の取組や成果について行うものであるが、前年度からの変更点等(※)は、評価の前提として評価に必要な情報であるため、評価者に分かりやすく伝えることが重要である。
※例えば、新計画への移行、特区内における大規模災害の発生等が想定される。
- ② 検討会と特区の間で評価結果の解釈の相違や不明点が生じないように、評価結果の公表前に、特区が評価結果を確認できる機会を設け、事実関係の確認、不明点に関する質問、補足説明等により、検討会と特区の意思疎通を図ることが望ましい。その際は、公平性の観点から、すべての特区を対象とすることが望ましい。

(2) 前年度からの変更点等の評価者への伝達について

「評価の手引き」に追加

前年度からの変更点等を評価者へ分かりやすく伝えるために、特区が作成する評価書には、以下の事項を記載する。

- ① 前年度の評価点と評価所見
- ② 新計画への移行、特区内における大規模災害の発生、数値目標の変更等、評価に際して考慮すべき事項

(3) 検討会と特区の意思疎通について

「評価基準」に追加

「評価の手引き」に追加

検討会と特区の意思疎通を図る仕組みとして、以下の取組を行う。

- ① 事務局は、評価結果の公表前に、すべての特区に評価結果案を送付し、事実関係の確認を求めるとともに、不明点に関する質問や補足説明の要望を受け付ける。
- ② 特区から、不明点に関する質問、補足資料の提出等があった場合、事務局は該当箇所に関係する評価者に報告する。
- ③ 評価者は、特区から出された質問、補足説明等の評価結果への反映の必要性を検討する。
- ④ この過程において評価結果に変更があった場合、検討会は、その結果を確認し必要な意見を述べる。

3. 規制の特例措置、財政・税制・金融支援の評価について

指摘事項

- 規制の特例措置、財政・税制・金融支援は、評価しにくい。
- 規制の特例措置の活用状況は、現行法の枠内で実現可能であることが確認できたということも評価点としてよいのか。
- 税制・金融支援の活用にあたっては、将来の自立を促進することも重要ではないか。
- 評価書に「該当しない」又は「なし」と書かれていることがあるが、そのように判断した理由が書かれていない。

見直し案

(1) 特区が作成する評価書の記載の統一化

「評価の手引き」に追加

■ 規制の特例措置（現行法で実施可能なものを含む）の活用について

① 規制の特例措置を活用した事業について（事業ごとに記載。事業件数が0件である場合はその理由を記載）

ア 事業の概要

イ 当該年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

② 規制の特例措置の提案件数及びその概要

※ ①のうち、現行法で実施可能なものについては、評価の負担に配慮し、最大3件を選定して記載する。選定しなかったものについては事業の名称を別紙に記載する。

■ 財政・税制・金融支援の活用について

① 支援を活用した事業について（すべての事業をまとめた形で記載。事業件数が0件である場合はその理由を記載）

ア 事業の概要

イ 当該年度の規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

ウ 将来の自立に向けた考え方（税制・金融支援のみ。財政支援は事業の1年目しか活用できないため記載不要。）

(2) 評価基準の明確化

「評価基準」に追加

現行法の枠内で実現可能であることが確認できたこと及び規制の特例措置の提案を行ったことも規制の特例措置の評価点とすることを明確化する。